

高岡多職種ネット運用管理規程細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この運用管理規程細則は、高岡市における多職種間の地域医療連携を促進するためのネットワークシステム（以下「高岡多職種ネット」という。）を安全かつ適切に運用管理するための諸手続を定めるものとする。

第2章 高岡多職種ネットの運用管理

(高岡多職種ネット管理責任者)

第2条 高岡多職種ネット管理責任者は、高岡多職種ネットの安全かつ適正な運用管理を行うため、次の業務を行う。

- (1) 高岡多職種ネットの利用に係る参加施設管理責任者の指導及び監督
- (2) 高岡多職種ネットの利用に係る利用者識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）の管理
- (3) その他高岡多職種ネットの運用及び管理に関すること。

2 高岡多職種ネット管理責任者は、前項の業務を補助するため、高岡多職種ネット管理補助者を置くことができる。

(高岡多職種ネット管理補助者)

第3条 高岡多職種ネット管理補助者は、高岡多職種ネット統括責任者が指名する。

2 高岡多職種ネット管理補助者は、高岡多職種ネット管理責任者の指示を受け、次の業務を行う。

- (1) 高岡多職種ネット管理責任者の業務の一部の代行
- (2) 高岡多職種ネット管理責任者不在時の業務の代行

3 高岡多職種ネット管理補助者は、業務状況について、適宜、高岡多職種ネット管理責任者に報告しなければならない。

(参加施設管理責任者)

第4条 参加施設管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該参加施設に設置した高岡多職種ネット管理責任者が許可した機器（以下「接続機器」という。）の管理
- (2) 当該参加施設に設置した接続機器において発生した障害への対応
- (3) 当該参加施設の利用者の指導及び監督

- (4) 当該参加施設の利用者の適正使用のための情報提供
- (5) アクセスしたデータの管理

(ウイルス対策)

第5条 参加施設管理責任者は、高岡多職種ネットへのコンピューターウイルス等の侵入の防止およびセキュリティに必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用者は、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等が高岡多職種ネットに侵入しないよう注意しなければならない。
- 3 システム利用者が本規程に違反したことが原因で高岡多職種ネットにコンピューターウイルスが侵入して障害や不具合が生じた場合は、利用施設が責任を負い、原状復帰のための費用を求められることがある。

(参加申込等)

第6条 高岡多職種ネットに参加するにあたっては、当該施設の代表者（施設長・管理者）は必要書類に記入の上、高岡市医師会在宅医療支援センターに提出し申請を行わなければならない。この際提出する書類は下記の通りである。

上記以外で新たに当該システムを利用する施設

高岡多職種ネット参加申込書（様式1）高岡多職種ネット利用者届け（様式2）高岡多職種ネット参加同意書兼誓約書（様式3）高岡多職種ネット接続機器確認書（様式4）

- 2 参加施設の代表者（施設長・管理者）は、当該参加施設に参加施設管理責任者を置く。
- 3 参加施設管理責任者は、利用者を定める。
- 4 参加施設管理責任者は、利用者が高岡多職種ネットを利用しなくなった場合には、速やかに高岡多職種ネット利用者変更届（様式5）により、高岡市医師会在宅医療支援センターに登録抹消申請を行わなければならない。
- 5 参加施設管理責任者は、利用者の変更があった場合は、速やかに高岡多職種ネット利用者変更届（様式5）により高岡市医師会在宅医療支援センターに変更申請を行わなければならない。
- 6 高岡多職種ネット管理責任者は、長期間利用していない利用者の登録を抹消することができる。

(利用者)

第7条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自らの利用者識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）を他人に開示し、又はこれを第三者に利用させること。
- (2) Winny その他のP2Pファイル交換ソフトの接続機器へのインストール及びそれを使用すること。
- (3) 私的使用目的の端末（パソコン、スマートフォン、タブレット等）を利用すること。

(事故発生時の対応)

第8条 参加施設責任者およびシステム利用者は、本システムの障害や欠陥、情報漏洩等の事故

を知った場合には、速やかに高岡多職種ネット管理責任者に報告すること。

2 個人情報について、システム利用者が不注意で外部に流出させた場合や本規程に違反したことが原因で生じた障害や不具合があった場合は、参加施設が責任を負い、原状復帰のための費用を求められることがある。

3 想定される事故の対応例

・利用機器がウイルスに感染した場合

感染の疑いがある端末からは高岡多職種ネットへアクセスしないこととし、参加施設責任者へ報告する。

・利用機器の紛失・盗難があった場合

参加施設責任者は、紛失・盗難の状況を高岡多職種ネット管理責任者に報告するとともに警察へ届出する。システム利用者は速やかにパスワードを変更し、利用機器が不正に利用されることがないように対応する。高岡多職種ネット管理責任者は利用機器で使用していた電子証明書を無効化する。

・システム利用者による情報漏洩（不正利用、不正提供等）があった場合

参加施設責任者は状況を把握し、高岡多職種ネット管理責任者に報告する。高岡多職種ネット管理責任者は必要に応じて被害の拡大を防ぐための対応（電子証明書の無効化等）を行う。

（障害の発生）

第9条 利用者が第5条、第7条又は第8条の規定に違反することにより、高岡多職種ネットに障害を発生させ、又は接続機器を亡失若しくは破損させた場合、当該参加施設は、故意又は過失の程度に応じ、修理又は復旧に要した費用を負担しなければならない。

第3章 高岡多職種ネットの運用

（高岡多職種ネットの接続手順）

第10条 参加施設管理責任者は、高岡多職種ネット利用のために必要な次に掲げる諸作業を実施するものとする。

（1）高岡多職種ネットの運営上必要とされるセキュリティ基準に適合した機器及び通信手段を準備すること。

（2）高岡多職種ネット参加施設内の管理運用規程を作成するとともに、利用者に周知徹底させること。

第11条

1 高岡多職種ネット管理責任者は、高岡多職種ネット参加申請に基づき、高岡多職種ネットの利用権限を参加施設に与えるとともに、高岡多職種ネット側の受け入れ体制を準備整備する。

2 高岡多職種ネット管理責任者は、高岡多職種ネット加申請に基づき、高岡多職種ネットの開示権限及び利用権限を参加施設に与えるとともに、高岡多職種ネット側の受け入れ体制を準備

整備する。

(開示手順)

- 第12条 高岡多職種ネットを利用し、診療情報を利用する場合は、当該患者の主治医または主治医の同意を得た看護師（准看護師を含む）、介護支援専門員（ケアマネジャー）は患者に対し高岡多職種ネットに関する説明を行うとともに、同意書（様式6）を作成する。ただし、高岡多職種ネットに登録できる患者は高岡市内に居住する患者に限定する。さらに、連携する職種とチームを編成し、患者情報及び連携職種・施設名・担当者名を高岡多職種ネット患者登録申込書（様式7）に記入し、同意書（様式6）とともに高岡市医師会在宅医療支援センターに送付（FAX送付も含む）する。
- 2 高岡市医師会在宅医療支援センターは、主治医または主治医の同意を得た看護師（准看護師を含む）、介護支援専門員（ケアマネジャー）から診療情報の利用を依頼する連絡を受けた後、速やかにシステムを提供する。
- 3 厚生連高岡病院、高岡市民病院、済生会高岡病院、JCHO 高岡ふしき病院は、患者に対し高岡多職種ネットに関する説明を行うとともに、同意書（様式6）を作成する。さらに、連携する職種とチームを編成しシステム利用が開始できる。同意書（様式6）、患者情報及び連携職種・施設名・担当者名を高岡多職種ネット患者登録申込書（様式7）に記入し、高岡市医師会在宅医療支援センターに送付（FAX送付も含む）する。

(チーム変更・抹消手順)

- 第13条 患者の状態変更に伴い、チームを変更、もしくは抹消する場合は当該患者の主治医または主治医の同意を得た看護師（准看護師を含む）、介護支援専門員（ケアマネジャー）が患者およびチームメンバーに説明を行った後、チーム変更届出書（様式8）もしくはチーム抹消届出書（様式9）に記入し高岡市医師会在宅医療支援センターに送付（FAX送付も含む）する。
- 2 厚生連高岡病院、高岡市民病院、済生会高岡病院、JCHO 高岡ふしき病院は、患者の状態変更に伴い、チームを変更、もしくは抹消する場合は患者およびチームメンバーに説明を行った後、チーム変更届出書（様式8）、もしくはチーム抹消届出書（様式9）に記入し高岡市医師会在宅医療支援センターに送付（FAX送付も含む）する。

(様式)

- 第14条 高岡多職種ネットの参加申込等にかかる書類は、別紙様式のとおりとする。

高岡多職種ネット参加申込書（様式1）

高岡多職種ネット用者届出書（様式2）

高岡多職種ネット参加同意書兼誓約書（様式3）

高岡多職種ネット接続機器確認書（様式4）

- 第15条 高岡多職種ネットでの患者登録にかかる書類は別紙様式のとおりとする。

患者同意書（様式 6）

高岡多職種ネット患者登録申込書（様式 7）

第 16 条 高岡多職種ネットでの利用者変更にかかる書類は別紙様式のとおりとする。

高岡多職種ネット利用者変更届（様式 5）

第 17 条 高岡多職種ネットでのチーム変更にかかる書類は別紙様式のとおりとする。

高岡多職種ネット登録チーム変更届出書（様式 8）

高岡多職種ネット登録チーム抹消届出書（様式 9）

附 則

この運用管理規程細則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。